

# 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	令和4年2月4日（金）午前10時00分～午前10時44分					
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
		14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩
17	高岡利典	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	13	矢野正祥				
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	久保事務局長		富永次長		都築専門員（農政）	
		菊地係長（農地）		菊地主査（農政）			
⑦	農 林 水 産 課	菊池課長		竹田課長補佐		大田主事	
⑧	会 議 の 内 容	議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第8号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第9号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について				
		議案第10号	農地転用事業計画変更申請について				
		議案第11号	非農地証明について				
		議案第12号	下限面積（別段の面積）の設定について				
		議案第13号	大洲市賃借料情報の提供について				
		議案第14号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長）

只今から、令和4年第2回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。

議事に入ります前に、一言申し上げます。

ご案内のとおり、今回の定例総会は、県内や市内の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、事前に会長及び会長代理と事務局で協議して、農業委員のみでの開催とさせていただきました。

農業委員会の新型コロナウイルス感染症対応につきましては、昨年度決めました「対応マニュアル」に沿って進めてまいります。

本日、改めて「対応マニュアル」を配付させていただきましたので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長

（会長挨拶）

事務局（局長）

それでは、議案審議に移ります。

会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。

議 長（会長）

これより本日の会議を開きます。

本日の出席委員は、農業委員19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日、13番 矢野正祥委員より、欠席の報告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、14番 山首憲市委員と17番 高岡利典委員を指名いたします。

次に、日程第2 書記の指名を行います。

本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。

それでは、日程第3 議案審議に入ります。

まず、議案第7号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼  
農政係長）

議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。議案書1ページをご覧ください。

1番、長谷の土地、田2筆・372㎡。売買による所有権移転です。

所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行う予定です。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

2番、菅田町菅田の土地、田4筆・2,703㎡、畑5筆・1,524㎡。贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も、引き続き、水稻及び野菜の栽培を行います。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

3番、同じく菅田町菅田の土地、樹園地1筆・209㎡。売買による所有権移転です。

所有権移転後も、引き続き果樹を栽培する予定です。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

4番、新谷の土地、田1筆・359㎡。売買による所有権移転です。

所有権移転後も、引き続き水稻を栽培する予定です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

5番、肱川町山鳥坂の土地、田4筆・2,723㎡、畑2筆・2,5

88㎡。贈与による所有権移転です。

所有権移転後も、引き続き水稻及び野菜等を栽培する予定です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

譲受人は実家に帰って農業をしています。市外在住とのことで新規営農という形をとっています。

6番、河辺町横山の土地、田1筆・1,002㎡。売買による所有権移転です。

所有権移転後は、整備をした後、果樹を栽培する予定です。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します

以上、6件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。

10番

1番案件は、私の担当地区になりますので、説明をさせていただきます。議案説明資料2ページも参考にしてください。

1番案件は、売買による所有権移転となります。

申請地は、南久米公民館から南へ約4.5km、長谷集会所付近の田2筆です。現在も良好に耕作されています。

譲受人は、市内で大規模に農業経営をしており、経営内容に問題はありません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

2番。

事務局（専門員兼  
農政係長）

2番、3番案件は山首委員に調査を行っていただきました。本日、欠席とのことで原稿を預かっておりますので、代読させていただきます。

議案説明資料3ページ及び4ページを参考にしてください。

2番案件は、親子間による贈与です。

申請地は、菅田公民館から南南東へ約1kmにある申請人の自宅付近に点在する農地、田4筆と畑5筆になります。いずれも良好に管理されていました。

3番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、菅田公民館から南南西へ約1kmの場所にあります。堤防用地として収用された農地の残地であり、面積も小さくなったため、隣接する農地の所有者へ売買するものです。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

4番。

20番

4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料5ページをご覧ください。

4番案件は売買での所有権移転になります。

申請地は、新谷公民館の南西、約600mにある水田で、現在も良好に管理されております。

譲受人は、経営規模の拡大を図るため、農地を取得するもので、家族で年間を通して農業に従事しているなど、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

5番。

33番

それでは5番案件のご説明をいたします。議案説明資料6ページも参考にしてください。

5番案件は、親子間による贈与での所有権移転です。

申請地は、市役所河辺支所の西約2kmにある譲渡人の自宅付近にある田4筆、畑2筆ですが、現在も良好に管理されています。

譲受人は市外に住んでいますが、休日等を利用して実家に帰り農業経営を行うとともに、普段はお父さんが農地の管理を行っていくとのこと

です。申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことを確認しています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

6番。

39番

6番案件について、ご説明いたします。議案説明資料7ページも併せてご覧ください。

6番案件は売買での所有権移転になります。

申請地は、市役所河辺支所から北へ約2km、県道内子河辺野村線沿いにある田です。現在は若干遊休化してありましたが、取得後は整備を行い果樹を植栽していく予定です。

譲渡人は、市外に在住で農業経営が困難なため、地元の有志に売りたいとの意向から今回の申請に至っています。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。議案書2ページ並びに別紙議案説明資料8ページから15ページまでを、併せてご覧ください。

1番、西大洲の土地、5筆合計3,963㎡の案件は、申請地は県道に面し、店舗建築により需要が見込まれるため、貸店舗を建築し営業を行うために、申請地を賃貸借により20年間借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から西南西に約1.6kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本件につきましては転用面積が3,000㎡を超えるため、今月25日開催予定の、常設審議委員会においてご審議いただく予定です。

2番、徳森の土地、2筆合計143㎡の案件は、借受人は現在借家に居住しているが、子供の成長に伴い手狭で不便であるため、申請地に自己住宅を建築するために、使用貸借により借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約4.6kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の8ページから11ページまでを参考にしてください。

申請地は、9ページの位置図のとおり、久米小学校から北へ約300mに位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、10ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

6番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の12ページから15ページまでを参考にしてください。

申請地は、13ページの位置図のとおり、平小学校から北東へ約70mに位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、14ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第9号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めま

事務局（専門員兼農政係長）

議案第9号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明しま

す。議案書3、4、5ページになります。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」の3件について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を前のスライドに表示していますので、合わせて確認をお願いします。

1番、〇〇〇〇は、主に「薬物野菜」の栽培を行っています。

①「法人の組織」は、有限会社です。

②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。

③の「構成員の資格」は構成員2名が農業常時従事者であり、有している議決権60口すべてが構成員の議決権であり、問題ありません。

④の「経営責任者の要件」は執行役員2名ともに農業常時従事者であ

り、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

2番、〇〇〇〇は、主に「野菜苗及び花苗」の栽培を行っています。

①「法人の組織」は、株式会社です。

②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。

③の「構成員の資格」は構成員2名が農業常時従事者であり、有している議決権20,000口すべてが構成員の議決権であり、問題ありません。

④の「経営責任者の要件」は執行役員2名ともに農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

3番、〇〇〇〇は、主に「果樹」の栽培を行っています。

①「法人の組織」は、有限会社です。

②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。

③の「構成員の資格」は構成員2名が農地提供者又は農業常時従事者であり、有している議決権60口すべてが構成員の議決権であり、問題ありません。

④の「経営責任者の要件」は執行役員2名ともに農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま

ご審議をお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。

次に、議案第10号『農地転用事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

議案第10号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。議案書6ページ並びに別紙議案説明資料16ページから20ページまでを、併せてご覧ください。

1番、肱川町大谷の土地、2筆合計498㎡の案件は、その内の1筆を、昨年12月の定例総会において、ご審議いただいた案件です。

計画当初の物干し場の面積では不足するため、隣接地を追加取得して、敷地拡張したいとのことでございます。

農地区分は、大洲市中心部から南東に約1.3kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議を願

いたします。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

34番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の16ページから20ページまでを参考にしてください。

申請地は、17ページの位置図のとおり、肱川公民館大谷分館から西へ約700mに位置する農地になります。

本件は事務局報告のとおり、昨年12月の定例総会においてご審議いただいた案件です。

変更内容は、計画当初の物干し場の面積では面積不足のため、隣接地を取得して物干し場を拡張するために、土地利用計画の変更をしようとするものです。

立地基準、一般基準につきましては、議案説明資料に記載のとおり、特に問題はないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、計画変更はやむを得ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第11号『非農地証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めま。

事務局（次長）

議案第11号「非農地証明について」ご説明申し上げます。議案書7ページ並びに別紙議案説明資料21ページから26ページまでを、併せてご覧ください。

1番、長浜町黒田の土地、2筆合計3,418㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があつたものでございま。

申出によりますと、申請地に平成3年頃桧を植林し、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になつたとのことでございま。

2番、肱川町山鳥坂の土地2,860㎡の案件は、自然改廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで、申請があつたものでございま。

申出によりますと、申請地を20年以上耕作放棄し、現在は全面に雑木などが生えてしまつたため、農地への復旧が著しく困難な状態になつたとのことでございま。



以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

26番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の21ページから23ページまでを、参考にしてください。

申請地は22ページの位置図のとおり、大洲市長浜支所から東へ約2.8kmに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地に平成3年頃桧を植林しそのまま放置していたため、農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま

す。よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

33番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の24ページから26ページまでを、参考にしてください。

申請地は25ページの位置図のとおり、肱川公民館岩谷分館から北北東へ約900mに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地を20年以上耕作放棄し、現在では雑木などが生えてしまったため、農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも耕作放棄後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま

す。よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第12号『下限面積（別段の面積）の設定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼

議案第12号「下限面積（別段面積）の設定について」をご説明しま

農政係長)

す。議案書8ページをご覧ください。

例年設定しております、「下限面積(別段の面積)について」でございます。

当議案では、農林水産省経営局長通知に基づき、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積(別段の面積)の設定について、ご審議をお願いするものです。

当市では農地法施行規則第20条の規定に基づき、市の全域に別段の面積3.0aを設定しています。

今年につきましては5年に1回実施されている「農林業センサス」。今回は2020年に実施されたものが公表されましたので、内容の見直しを行いました。

結果的には前年と変わっていませんが、1. 経営耕地面積50a未満の農業経営体の割合が約3.5%を占めていること、2. 市内の農地の約1.5%が遊休化していること、3. 土地利用型から施設型へと農業の経営体系が変化していることなどの状況を踏まえ、また、新規就農の促進及び農地の有効活用並びに遊休農地の解消を図るため、継続して市の全域に別段の面積3.0aを引き続き設定したくお諮りします。

また、空き家に附属した農地に限定した設定としまして、大洲市空き家バンクに登録された物件に附属した小規模な農地を購入する場合に、その農地の有効利用と遊休農地解消を目的として、1aの設定も継続したいと考えております。

今年度につきましても、昨年度と同様の数値であるため、本総会に直接上程しております。

なお、本日ご承認をいただきましたら、速やかに公示及び適用することを申し添えます。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

議 長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特に、ご質疑もないようですので、今説明しましたように引き続き設定することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、議案書のとおり、下限面積(別段の面積)について設定することに決定いたしました。

次に、議案第13号『大洲市賃借料情報の提供について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(専門員兼  
農政係長)

議案第13号「大洲市賃借料情報の提供について」をご説明します。議案書9ページをご覧ください。

当議案では、農地法第52条の規定に基づく賃借料の動向に関する情報提供についてご審議をお願いするものです。

情報は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までと令和3年1月1日から令和3年12月31日までの2年分についての農地法第3条許可、または農用地利用集積計画の公告により効力が発生した賃貸借

契約の賃借料をデータとして抽出したものです。

金額等についての読み上げは省略させていただきますので、後ほど議案書で確認をお願いします。

注意する点として、各データにつきまして、注釈2にありますように「平均値からの増減それぞれが70%を超える事例を除いている」ことです。これは特殊な事情等により契約したものを除くことにより、より平均的な数値を出すことを目的としております。

また、データ数が5件未満の地域につきましては、「事例なし」とさせていただきます。

本日の定例総会でご承認をいただきましたら、後日、市庁舎前掲示板、農業委員会だより、市公式ホームページなどにて情報を提供することも併せて申し添えます。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、この件につきましては、農地法第52条の規定により、大洲市ホームページなどによって情報を提供することといたします。

次に、議案第14号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局（専門員兼  
農政係長）

議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の10ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

3番、水稲・麦を栽培するため、賃借権を10年間設定します。

6番、水稲を栽培するため、賃借権を6年間設定します。

8番、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定します。

以上、利用権設定・件筆数、10件・36筆、利用権設定総面積、61,545.07㎡。

続いて、所有権移転の案件です。議案書15ページをご覧ください。

1番、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により菅田町菅田の農地を取得しようとするものです。

菅田町菅田の土地、田1筆・998㎡。利用目的は「水稲」です。

以上、所有権移転・件筆数、1件・1筆、所有権移転総面積、998㎡です。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。